

無電柱推進計画事業補助制度の概要

制度の概要

「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体等による無電柱化の整備を計画的かつ集中的に支援を実施。

補助対象者

・無電柱化推進計画事業を行う地方公共団体又は土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う地方公共団体

事業要件

- ・以下のいずれの条件にも該当する事業
- ①「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業
- ② 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業
(※ ただし、令和元年度末において、既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。)

補助率

■ 現行法令に規定する補助率


- ・補助国道、都道府県道又は市町村道の改築
・・・ 5.5 / 10

(これに加え、地域の財政力に応じた嵩上げが可能)

※ 沖縄県の区域内の地方公共団体に対しては、社会資本整備総合交付金と同様、沖縄振興特別措置法施行令に基づく補助率を適用

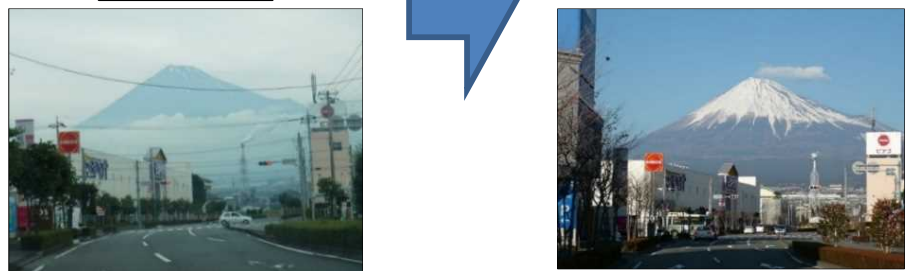
事業のイメージ

緊急輸送道路等の防災性の向上



整備前 → 整備後

良好な景観の形成



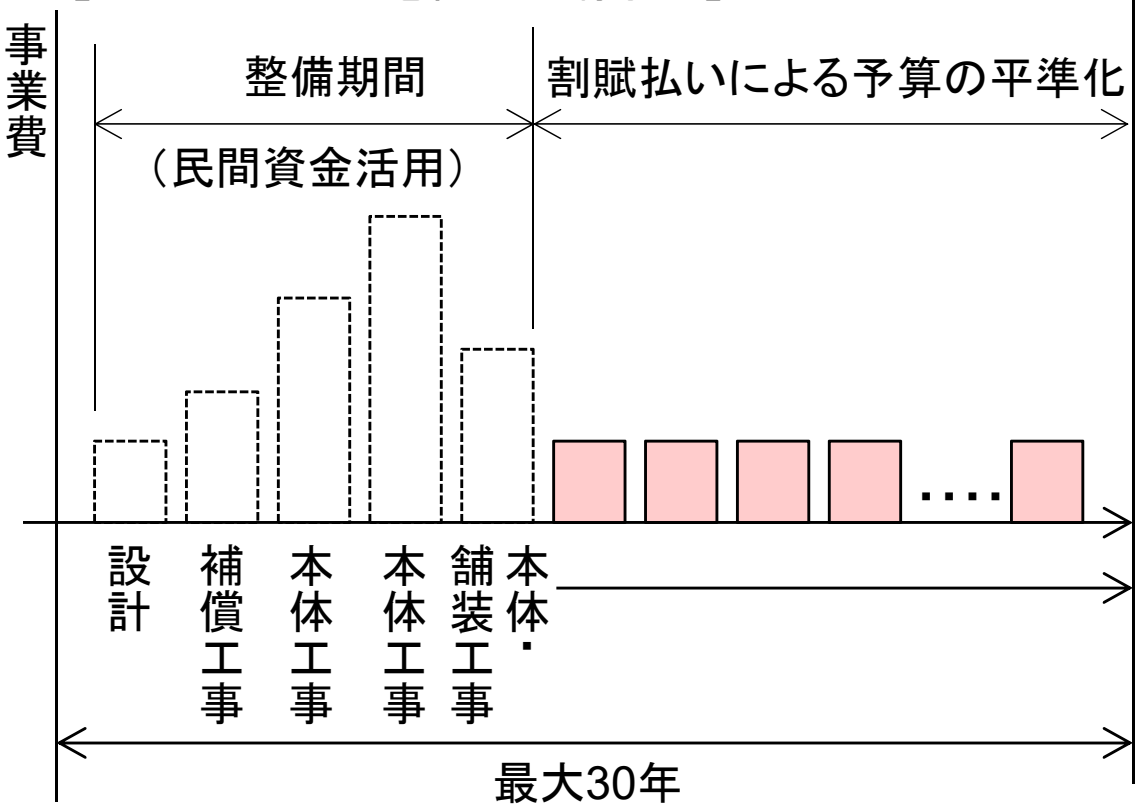
その他

PF1手法を活用する場合の国庫債務負担行為の年限は、PF1法に基づき30箇年以内

電線共同溝事業におけるPFI方式の導入

- 予算の平準化、民間の技術・ノウハウの活用促進を目的として、平成29年度より、直轄事業においてPFI方式による電線共同溝事業を実施
- 設計、工事、維持管理を含め包括的に委託し、整備費用は整備完了後に割賦払い
- 令和4年度より、補助事業においても同様の方式を採用出来るよう制度を拡充

【PFI手法による電線共同溝事業】



○事業の内容

- 事業対象区域において整備する電線共同溝等の設計、工事及び維持管理を実施
- 電線共同溝等には、電線共同溝(管路、特殊部)に加え、それに伴う歩道整備を含み、通信・電力管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない
- 事業方式はBTO方式(Build-Transfer-Operate)を採用

※直轄事業で7件事業中、1件公告中(R4.12月時点)
 ※維持管理に係る費用は補助対象外